

# 台北日本人学校PTA規約

## 第一章 総則

**第一条** 本会は「台北日本人学校PTA」とし、事務局を学校に置く。

## 第二章 目的

**第二条** 台北日本人学校児童生徒の学校生活の安全面と教育面の側方支援

## 第三章 方針

**第三条** 前章の目的を達成するため

- 1 児童生徒の福祉の向上を目的とする各種の団体機関と協力する。
- 2 学校運営について、有益な意見・資料等を学校に提供する。
- 3 海外各地の日本人学校PTA等と協力して、教育環境の改善を図る。
- 4 児童生徒の通学の安全に留意するようつとめる。
- 5 会員相互の親睦と教養の向上を図るために各種の行事を行う。
- 6 必要に応じて、学校財政支援のための措置をとる。

## 第四章 会員

**第四条**

- 1 学校に在籍する児童生徒の保護者と校長及び常勤の教員から成る。
- 2 P T A全会員はP T A運営に関する諸事項において平等に権利と義務を有する。

## 第五章 会費

**第五条** 1 会員は児童生徒一人につき年間300元の会費を納める。  
2 校長及び常勤の教員は、年会費を同様に300元納める。  
3 体験入学の児童生徒のPTA会費は徴収しない。

## 第六章 経理

**第六条** 1 必要経費には、会費、及びその他の収入をあてる。  
2 行事は原則として総会で認められた予算に基づいて行われる。  
3 会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。  
4 決算は定期総会で報告され、承認されなければならない。

## 第七章 役員

**第七条** 任期は、原則として就任の日から、次の定期総会までとし、再任あるいは重任することもできる。

1 会長	一名（保護者）
2 副会長	三名（教頭・保護者一名）
3 書記	三名（教員・保護者二名）
4 会計	一名（保護者）
5 選考委員長	二名（保護者）
6 「課外活動の会」統括部長	一名（保護者）
7 イベント委員長	二名（保護者）
8 バス委員長	一名（保護者）
9 外部会計	一名
10 会計監査	一名

# 台北日本人学校PTA規約

## 第八条 選出方法

- 1 四役（会長・副会長・書記・会計）、選考委員長及びイベント委員長は、選考委員会及び役員会が定めた方法により選出した後、役員会にて内定し、その後総会でPTA会員の承認を得て就任となる。  
(新年度の活動を速やかに開始できるよう、PTA役員の内定およびPTA活動者の選出後は、就任前であっても新年度に向けた引き継ぎ・情報提供を受けることができる)
- 2 外部会計及び会計監査はPTA会長委嘱による。
- 3 「課外活動の会」統括部長の選出については「台北日本人学校 課外活動の会 規約」に基づき行われ、その後総会でPTA会員の承認を得て就任となる。
- 4 バス委員長の選出については「通学バス運営規約」に基づき行われる。

## 第九条 任務

- 1 会長は本会を代表し、会務を統べる。
- 2 副会長は会長を助け、会長に支障のあるときは、その任務を代行する。
- 3 書記は会議の運営を司り、会議の議事を記録し、保管する。
- 4 会計は経理を担当し、定期総会で決算報告を行う。
- 5 選考委員長は選考に関わる年間行事を計画し執行する。
- 6 「課外活動の会」統括部長は「課外活動の会」の円滑な運営を図る。
- 7 イベント委員長はPTAイベントの円滑な運営を図る。
- 8 バス委員長は通学バスの円滑な運営を図る。
- 9 本部は学校と連携しながら、PTA会員・家族の保安に関わる情報を適切に提供する。
- 10 外部会計はPTA会計全般に関わる相談を受ける。
- 11 会計監査はPTA年度会計決算の監査を行う。

## 第八章 運営

### 第十条

次の会議は第二章に掲げる目的遂行のため必要に応じて会長が招集し主宰する。また、各委員会及び課外活動の会については必要に応じて各委員長が招集し主宰する。

- 1 定期総会
- 2 臨時総会
- 3 役員会

### 第十一条 総会

- 1 定期総会は、毎年一回年度始めに開かれる。
- 2 臨時総会は、必要に応じて開かれる。
- 3 総会成立数は、会員の4分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意により、最終決定とする。

### 第十二条 役員会

- 1 毎月1回の定期開催とする。
- 2 構成は、第七条記載の役員による（但し外部会計・会計監査は除く）議題により会長が認めた場合に限り、イベント委員・卒対委員の出席・発言を認める。
- 3 各委員会・課外活動の会のPTA活動に関わる案件については役員会にて協議され、承認を得る。

# 台北日本人学校PTA規約

第十三条	<b>選考委員会</b> 委員長及び委員が委員会運営に関する諸事項を協議するため、必要に応じて開かれる。役員会及び学校と密接な連携を図り活動する。
第十四条	<b>卒業対策委員会</b> 卒業記念の活動に携わる。必要に応じて委員会が開かれる。
第十五条	<b>課外活動の会</b> 別に定める「台北日本人学校 課外活動の会 規約」により運営される。
第十六条	<b>イベント委員会</b> イベント委員長及び各委員で PTAイベントの運営に関する諸事項を協議するため、必要に応じて開かれる。役員会、学校及び夏祭り実行委員会などの関係先と密接な連携を図り活動する。
第十七条	<b>バス委員会</b> 別にバス管理委員会が定める「通学バス運営規約」により運営される。

第十八条	<b>第九章 敬金</b> 敬弔金は別に定める規定による。																																																								
第十九条	<b>第十章 規約改正</b> <b>規定改正</b> 本規約の改正は役員会で協議された後、総会の決議によって制定される。																																																								
第二十条	<b>試行</b> 規約改正をする前に新しい考えをよりよい形で実行できるように試行という期間を設ける。試行は臨時総会及び次年度総会において協議され、会員の承認を得て正式施行とする。																																																								
	<b>付則</b> <table><tbody><tr><td>昭和59年05月22日</td><td>一部改正</td><td>平成16年04月16日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>昭和60年02月28日</td><td>一部改正</td><td>平成17年04月18日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>昭和60年05月21日</td><td>一部改正</td><td>平成18年04月17日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>昭和61年04月30日</td><td>一部改正</td><td>平成19年04月16日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>昭和62年05月06日</td><td>一部改正</td><td>平成20年04月15日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>昭和63年05月11日</td><td>一部改正</td><td>平成21年04月15日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成02年05月09日</td><td>一部改正</td><td>平成22年04月16日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成05年04月21日</td><td>一部改正</td><td>平成23年04月15日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成06年04月20日</td><td>一部改正</td><td>平成24年04月19日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成11年03月03日</td><td>一部改正</td><td>平成27年04月28日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成12年04月20日</td><td>一部改正</td><td>平成28年05月03日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成13年04月19日</td><td>一部改正</td><td>令和04年（2022年）10月18日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成14年04月19日</td><td>一部改正</td><td>令和05年（2023年）02月24日</td><td>一部改正</td></tr><tr><td>平成15年04月18日</td><td>一部改正</td><td>令和06年（2024年）04月23日</td><td>一部改正</td></tr></tbody></table>	昭和59年05月22日	一部改正	平成16年04月16日	一部改正	昭和60年02月28日	一部改正	平成17年04月18日	一部改正	昭和60年05月21日	一部改正	平成18年04月17日	一部改正	昭和61年04月30日	一部改正	平成19年04月16日	一部改正	昭和62年05月06日	一部改正	平成20年04月15日	一部改正	昭和63年05月11日	一部改正	平成21年04月15日	一部改正	平成02年05月09日	一部改正	平成22年04月16日	一部改正	平成05年04月21日	一部改正	平成23年04月15日	一部改正	平成06年04月20日	一部改正	平成24年04月19日	一部改正	平成11年03月03日	一部改正	平成27年04月28日	一部改正	平成12年04月20日	一部改正	平成28年05月03日	一部改正	平成13年04月19日	一部改正	令和04年（2022年）10月18日	一部改正	平成14年04月19日	一部改正	令和05年（2023年）02月24日	一部改正	平成15年04月18日	一部改正	令和06年（2024年）04月23日	一部改正
昭和59年05月22日	一部改正	平成16年04月16日	一部改正																																																						
昭和60年02月28日	一部改正	平成17年04月18日	一部改正																																																						
昭和60年05月21日	一部改正	平成18年04月17日	一部改正																																																						
昭和61年04月30日	一部改正	平成19年04月16日	一部改正																																																						
昭和62年05月06日	一部改正	平成20年04月15日	一部改正																																																						
昭和63年05月11日	一部改正	平成21年04月15日	一部改正																																																						
平成02年05月09日	一部改正	平成22年04月16日	一部改正																																																						
平成05年04月21日	一部改正	平成23年04月15日	一部改正																																																						
平成06年04月20日	一部改正	平成24年04月19日	一部改正																																																						
平成11年03月03日	一部改正	平成27年04月28日	一部改正																																																						
平成12年04月20日	一部改正	平成28年05月03日	一部改正																																																						
平成13年04月19日	一部改正	令和04年（2022年）10月18日	一部改正																																																						
平成14年04月19日	一部改正	令和05年（2023年）02月24日	一部改正																																																						
平成15年04月18日	一部改正	令和06年（2024年）04月23日	一部改正																																																						